

原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要請書

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指しております。

論ずるまでもなく、原子力は、エネルギー資源が脆弱な我国においては、国体の発展と安定した国民生活には不可欠な存在であり、先に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、我国の基幹電源として明確に位置付けられたところであります。

しかしながら、昨年に関西電力(株)美浜発電所における死傷事故の発生や、メーカーによる刻印の改ざんなど、原子力安全文化の欠如と云わざるを得ない事故やトラブルの発生により、原子力に対する住民、国民の信頼は著しく失墜いたしました。

このような中、大綱にも「原子力は立地あつての政策」と高く謳われているにも拘らず、原子力立地市町村は極めて困難な対応を強いられております。

現在、国は原子力政策の円滑な推進のため、具体的な施策を検討しておられますが、立地市町村における理解が必須であることはもちろん、国が確固たる方針を示しイニシアチブをとること、国民理解を得ることが極めて重要であります。

従って、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、全国の原子力発電所の所在市町村として、強く要請いたします。

平成17年12月28日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

【要請項目】

1 . 安全確保について

1 . 新交付金制度について

1 . 特定財源見直しに関する基本方針について

1 . 減価償却制度の見直しについて

安全確保について

これまでの原子力を取り巻く環境は、決して順風満帆とはいえない状況であったにも拘らず、僅か1%の市町村が全国の3分の1の電力を供給し、我が国の基幹電源と位置付けられるまでに至ったことは、原子力発電所との共存共栄を選択した立地自治体として誇りに思うところであります。

しかし、原子力政策の大前提である安全確保については、昨年の関西電力㈱における死傷事故の後も、事故やトラブルが発生しており、原子力に対する住民、国民の信頼は失墜した状況が続いております。

また、長期サイクル運転、定期検査の柔軟化、60年間の長期間運転等、所謂、既設炉の活用方策は、立地市町村にとって極めて大きな問題であり、なし崩し的に既定路線化されるのではないかと危惧しております。

原子力政策の円滑な推進のため、次のとおり要請いたします。

記

1. 安全規制の充実強化

原子力発電所の安全確保のため、現行の安全基準を抜本的に見直すとともに、現行体制の実効性を確認しつつ、規制体制のあり方を含めた検証を行い、国民に信頼される安全規制体制の早期確立を図ること。

2. 原子力発電所の高経年化対策

原子力発電所の立地から維持の時代に入り、運転開始後30年以上経過している発電所が増えていることから、住民が安心できる安全確保は云うまでもなく、電源三法制度や固定資産税に係る耐用年数の見直しなど、高経年化に対する対策を講じること。

3. 定期検査の充実強化

定期検査は事故・故障の未然防止とともに、地域住民の安全・安心確保を図ることが原点である。些かも安全性の低下を招かないよう、事業者の管理体制の徹底強化及び国の検査制度の充実強化を図ること。

4. 原子力政策の国民的合意形成

原子力を含むエネルギー政策全般について、早い段階からの教育を行うとともに、原子力は国民理解が大前提であることから、電力消費地における一層の理解促進を図ること。

新交付金制度について

現在、国において進めておられる新交付金制度の創設等については、原子力政策の最前線である現場で、その推進に苦慮している立地市町村の現状を十分に認識されているものとは云えず、極めて残念であり、次のとおり要請いたします。

記

1. 「核燃料サイクル交付金」について

本交付金は、[市町村分を含む]としているが、道県が交付対象であることから、配分率を含め立地市町村を重点とした配分を明確に定めること。

原子力政策の推進には、地域住民の理解が基本であり、夫々の地域の実情に応じた地道な取組みが不可欠であることから、対象期限を撤廃し、受け入れ時期による格差を生じさせないこと。

2. 「原子力発電所立地地域共生交付金」について

高経年炉に関わる様々な対応を余儀なくされるのは、立地市町村であり地域住民であるにもかかわらず、交付対象が道県となっていることから、立地市町村も交付対象とすること。

対象事業である「道県が作成する地域振興計画」については、市町村長の同意を必要とするなど、立地地域を中心とした計画とすることを明確に定めること。

3. 「長期発展対策交付金」と「移出県等交付金」の見なし制度について

運転停止期間において、国が安全を確認した以後は、見なし方式を適用しないことについては、「安全・安心」を第一に地域住民と対応している原子力政策の現場の状況を十分認識し、見なし制度の撤廃は行わないこと。

立地市町村は、事故等による停止中は運転時以上に厳しい対応を余儀なくされている。国の安全確認が、地域住民の安心確保をどのように担保し、理解を得るのか明確に示すこと。

特定財源見直しに関する基本方針について

平成17年12月9日、自由民主党政務調査会特定財源見直しに関する合同部会において、「特定財源見直しに関する基本方針」が提示され、国も同様の対応を示されました。

電源開発促進対策特別会計については、原子力政策という重要国策に全面的に協力してきた立地市町村にとりまして、地域住民の理解を得る礎であるとともに、国との信頼関係の基礎となるものと認識しております。

今回の見直し案は、長年築いてきた信頼関係を損なうばかりでなく、今後の新たな立地の促進に大きく支障きたすものと言わざるを得ず、再検討されることを要請いたします。

記

- 1．今回の見直しは、電源開発促進対策特別会計における剰余金の蓄積が引き金となっています。しかし、その原因は電源開発促進税が特別会計に直入されていることではなく、電源開発の遅延によるものであります。
- 2．特別会計の意義は、本来受益と負担との関係を明確にすることにあります。電源開発促進税を直入とすることは、負担の明確化に必要不可欠であり、一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みは、特別会計としての存在意義を大きく損ねるものであります。
- 3．将来、財政需要が生ずるまでの間、電源開発促進税を一般会計で活用するという措置は、電源開発促進税を一時的に一般財源として活用するという意味であります。電源開発促進税を特定財源として位置付けるならば、一般財源として活用した電源開発促進税を将来的に全額特別会計に繰り入れるということを明確に定めるべきです。

減価償却制度の見直しについて

市町村固有の税である固定資産税は、原子力政策に協力しながらまちづくりを進める立地市町村においては極めて重要な税源であり、特に原子力発電所に係る安定した税源確保は地域住民の理解を得る上においてもなくてはならず、原子力立地の大きな要因の一つとして、これまで説明を受けてきたところでもあります。

今回、経済産業省が、原子力発電施設に係る固定資産税の償却限度額5%の撤廃を平成18年度税制改正に関する経済産業省の方針としていくことについては、これまで要請を続けてきた、実態に即した見直しとは全く逆のものであり、国のエネルギー政策に全面的に協力してきた立地市町村の現場を無視したものと云わざるを得ません。

さらに、このことは原子力政策の円滑な推進に影響を及ぼすばかりでなく、これまで長年にわたり築いてきた国との信頼関係を崩壊させるのではないかと危惧されます。

今後とも立地地域住民の理解と信頼のため、次のとおり要請いたします。

記

- 1．国は、固定資産税に係る減価償却制度の撤廃方針を示しているが、我が国では、原子力は国際競争力の強化に係る以上に国のエネルギー安全保障の確立が極めて重要であり、その円滑な推進には地域との共存共栄が不可欠である。
従って、原子力施設については現行通りに償却可能限度額を継続する特例措置を設けること。
- 2．原子力発電施設に係る税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長するとともに、課税期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- 3．大規模償却資産に係る頭打ち制度を撤廃すること。